

清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/1657761>

出版情報 : 法史学研究会会報. 12, pp.114-130, 2008-03-25. 法史学研究会
バージョン :
権利関係 :

【研究情報】

清末民国時期法制関係日本人顧問に関する基礎情報

西 英 昭

本稿は清末民国時期に活躍した日本人法律顧問について、その基礎情報を整理し紹介するものである。本稿では清朝において実際に法典編纂作業に関わった顧問達から、各地の法政学堂において教鞭をとった教師達をも含めてひろく日本人法律顧問と呼んでおくが、彼らに対しては中国近代法史研究の格好の素材としてこれまでも多くの研究が行われてきた⁽¹⁾。それらにおいて日本人法律顧問に関する情報はこれまでも部分的に紹介されて来ているが、その情報量は未だ十分であるとは言い難いように思われる。またこれらの人物を検索しようにも、その情報は相当広範囲にわたって散在し、中には稀覯本に属するような人名辞典にしか記載のないものも存在する。中国や台湾の研究者からこれまでに多くの問い合わせを受けて⁽²⁾、筆者も確かにこれらの情報を一括して眺められるものがあれば便利であろうとはかねがね思っていた。しかしながらこうした文献の常として遺漏無きを期し難く、本稿の作業でも結局明らかに出来なかったものも多く存在する。しかしながらむしろ微々たる情報でも積極的に紹介する事で、より多くの情報を収集するための一つの契機を提供できればと考え、今回ここに紹介した次第である。また本稿ではこれまであまり言及されることのなかった人物についても紹介を行った。先人を偲ぶ縁となれば幸いである。

本稿の作業工程は以下のようなものである。即ち先行研究において扱われてきた日本人法律顧問を拾い上げ、各人物辞典等の記述のうちその紹介として最も標準的なものを引用して紹介し、その後に筆者の調査において明らかになった部分についてこれを補記した⁽³⁾。中には先行研究が明らかにした以上の情報を得られなかったものもあるが、そうした人物については先行研究において記されている情報をそのまま整理した⁽⁴⁾。人名の後ろには、既に辞典などで読みが確定している人名について読み仮名を付した。おそらく常識的にこう読むのであらうと思われるものについても、典拠のないものはさしあたり読み仮名を付していない。また古人には大変失礼なことながら、読み方の分からない人名も多々存在する。確たる典拠をご存知の方にはご教示を請いたい。生没年についても同様に辞典などで確認できるものはこれを掲げたが、未詳のものが多い。これについてもご教示を請いたい。

《修訂法律館顧問・京師法律学堂》

・岡田朝太郎（おかだ あさたろう・1868.5.29～1936.11.13）

舊大垣藩士岡田平八長男、明治元年五月二十九日（戸籍簿登録の日附は事實相違）美濃大垣南石切村に出生、明治十二年小學を半途に退き明治十五年迄陶器畫工見習ひ、同年上

京東京外國語學校に入り佛語を修む。尋て大學豫備門第一高等中學校を経て同年二十一年帝國大學法科大学に入り、同二十四年七月佛法科を卒業法學士と爲る、續いて大學院に入り刑法を研究し、同二十六年九月帝國大學法科大学講師、同二十七年五月三十一日助教授となり法科大学の講座に臨み傍ら各私立法律學校の聘に應じ刑法を講ず、同三十年三月非職となり文部省より刑法研究の爲め佛、獨、二ヶ國へ留學を命ぜられ更に伊太利に轉學す、同三十三年七月歸朝、同二十一日法科大学教授に任ぜられ刑法講座を擔任す、同年九月警察監獄學校教授を兼ね、同年十一月法典調查會委員拜命、同三十四年六月法學博士の學位を受く、同三十七年三月兼官廢止、同三十九年九月二十九日在官の儘清國欽命修訂法律館調查員兼法律學堂教員として招聘せられ法典調查の事業に従ひ又法學を教授す、大正四年九月自ら解約し専ら法律館の囑託事務に従ひ、法科大学教授を辭す

（『大日本博士録』第一卷 法學及藥學博士之部（發展社・1921）48-49 頁）

『大正人物辞典Ⅱ』上卷（日本図書センター・1989）オー167 頁にも紹介がある。また彼に関する研究として黄源盛「清末民初近代刑法的啓蒙者—岡田朝太郎」（『黄宗樂教授六秩祝賀 基礎法學篇』（學林文化事業有限公司・2002）、後に修改の上同「岡田朝太郎與清末民初刑事立法」として同『法律繼受與近代中國法』（國立政治大學法學叢書 55、元照出版有限公司總經銷・2007）に収録）、回顧記事として佐瀬昌三「岡田朝太郎博士の憶ひ出」（法律論叢 16-1・1937）、平塚芳雄「恩師の思い出」（濃飛人 262・1965）、著作リスト（暫定版）として拙稿「岡田朝太郎著作目録（稿）」（東洋法制史研究会通信 15・2006、web版は http://www.terada.law.kyoto-u.ac.jp/tohoken/index_a.htm にて閲覧可能）がある。

また彼の招聘契約書の写しが外務省記録の中に存在する⁶⁾ので以下に紹介する。

大清國

欽差出使日本國大臣楊樞代

欽命修訂法律大臣沈家本伍廷芳聘訂

大日本東京帝國大學法科大学教授法學博士岡田朝太郎爲

北京法律學堂教習兼

欽命修訂法律館調查員所有合同條款開列於左

第一則 該員到中國後應受法律學堂監督節制遵守 奏定學堂章程及本學堂章程內教習應照各條並遵修律大臣命令從事法律館所屬託調查改良刑法事宜此外民商等法遇有屬託亦應竭力襄助

第二則 該員在學堂教授刑法及刑事訴訟法按照本學堂學期授業預定表及時刻與各教習分任課目

第三則 該員應受薪水分列如左

一由法律學堂每月致送薪水銀圓六百圓

一由法律館每月致送津貼銀圓貳百圓

一本學堂法律館未備該員居住相當官房每月另送房租銀圓五十圓但住房未滿一個月須按日扣算

以上三項俱以到北京之第二日起算按照中國曆於每月月底致送所有食膳車馬僱役一切費用及住房內棹椅等件俱由該員自理

第四則 本合同以滿三年爲期限限滿續訂與否由本學堂及法律館臨時酌定

第五則 該員如未經修律大臣及法律學堂監督許可接連一月未能從事第一則第二則所揭職務時薪水減半倘再接連曠課二月則本合同作廢

第六則 該員非有疾病及意外事故不得於合同期限內藉端辭職如或自願解職須於三個月前預先聲明不得臨時告辭

前項自行辭職不得要求川資

第七則 本學堂及本館除因該員有違背合同及曠課滿三個月可將該員辭退外不得於合同期限內無端解約但本學堂及本館如有意外事故不能履行合同之時可臨時將該員辭退除送川資銀圓四百圓外另送六個月薪水以示格外優待之意

第八則 該員自照本合同應聘後當於起程來中國時致送川資銀圓四百圓以爲一切旅費

如合同期滿不再續訂歸國時亦致送川資銀圓四百圓其常年暑假年暇時旅行歸國等費俱由該員自理

第九則 該員在合同期限內非經法律大臣及監督許可不得兼他業亦不得在外另收生徒

第十則 本合同分繕漢文四份署名蓋印一存該員一存使署一存法律學堂一存法律館以昭信守

第十一則 本合同中如有未盡事宜俟該員到北京後與修律大臣隨時商訂

附則

本合同所稱銀圓係爲重庫平七錢二分之中國現行銀圓

大清國

欽差出使日本國大臣楊樞代

(サイン)

欽命修訂法律大臣沈家本伍廷芳訂

大日本國東京帝國大學法科大學教授法學博士岡田朝太郎 (サイン)

光緒三十二年七月二十六日

明治三十九年九月十四日

なお彼は民国四年にある詐欺事件に巻き込まれて失意の帰国を余儀なくされたようで、事件の顛末が『政府公報』民国四年六月二十七日（一一二六号）^⑥に、彼の弁明書が外務省外交史料館所蔵外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件 清国之部」第四卷（一）（3門8類4項16-2号）に残されている。

また岡田は「三面子」の雅号で川柳を嗜み、また川柳史研究でもその名を馳せた。雅号の由来は日頃の所論に「刑法を学ぶんにゃ先づ新聞の三面に通じんけりゃならぬのぢや」とあることからつけられたという^⑦。

また清末の法律編纂顧問として何故岡田や後述の松岡、志田が選ばれたのかという問題については、当初清朝側としては梅謙次郎の招聘を考えていたものの断念したことが知られる^⑧。当時梅は朝鮮での慣習調査・立法作業に関わっており^⑨、梅本人は法律顧問として中国へ渡ることは無かった。しかし、本稿に見るように、幾人もの日本人顧問を紹介していることは興味深い。また清朝側も、招聘の実現性はともかくも、多くの日本人学者を

候補に挙げて検討を進めていたことが、北京大学堂の開設の際の史料に見える⁽¹⁰⁾。

・松岡義正（まつおか よしまさ・1870.10.16～1939.8.25）

東京府士族松岡義勝の長男、明治三年十月十六日出生、松岡磯五郎の後を相續す。明治十九年第一高等中學校入學、同二十二年卒業、帝國大學法科大学入學、同二十五年七月佛法科を卒業して法學士と爲り、直ちに司法官試補に任じ、同二十八年九月判事に被任、爾來東京地方裁判所判事、同部長、東京控訴院判事、東京帝國大學法科大学講師囑託、東京控訴院部長に歴補し、又た判檢事辯護士及文官高等試験委員を命ぜられし事數回、同三十九年十一月清國政府に招聘せらる、同四十一年九月大審院判事、同四十五年二月東京控訴院部長、次で再び大審院判事に補せられ、大正五年四月法學博士學位を受領す。大正八年五月二十八日會計検査院懲戒裁判所豫備裁判官に補せらる、又た曾て法律取調委員會委員に列し、大正八年五月及同九年八月高等試験臨時委員被仰付、同九年一月判檢事登用第二回試験臨時委員を被命、同八年九月二十九日法律取調委員の功勞に依り金杯一組を賜ふ、傍ら都下私立大學二三に出講す。同九年八月三十日陞叙高等官一等。

（『大日本博士録』法學及藥學博士之部 169・170 頁）

なお『大正人物辞典Ⅱ』下巻 23・24 頁にも彼の紹介がある。東京大学法学部図書館原資料部には「松岡義正関係文書」が所蔵されており、詳細は『松岡義正関係文書（近代立法過程研究会収集文書 No.41）』（東京大学法学部近代立法過程研究会・1975）で知ることが出来る。中には彼自身の講義ノート、清国での講義案、各種法律の草案、慣習調査の必要性を説いた建議案などが含まれる。研究・史料状況については伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典 3』（吉川弘文館・2007）222・223 頁に岸本昌也氏による紹介がある。

なお彼の招聘契約の写しが公文雑纂に含まれている⁽¹¹⁾（明治三十九年十月十六日締結）が、契約内容は岡田のものと概ね同じものである。明治四十年十二月には当初の契約には含まれていなかった修訂法律館の法律調査員としての調査を目的とする契約を追加で締結しており⁽¹²⁾、また当初の契約期間満了につきさらに一年半の延長を行っている⁽¹³⁾。これによれば契約終了は明治四十四年四月となる。一方で明治四十一年九月に大審院判事に就任したという先の記述が正しければ、その時点で帰国していた可能性もある。ただ明治四十四年五月に法律館提調董康は松岡が既に起草した民律、民訴、強制執行の三種草案に加え各種施行法、破産律の起草を要請しており、またその書簡において「…刻下雖契約期滿回國…」とあり、松岡自身もこれを囑託として受けた旨の稟請を上げていることから⁽¹⁴⁾、この段階では既に帰国し、日本で職務を取りながらの活動となっていたのではないかとも思われる。正確な帰国の日時また勤務形態については、現在の史料状況ではこれ以上は不明である。

・志田鉦太郎（しだ こうたろう・1868.8.20～1951.3.13）

千葉縣士族志田知義長男、明治元年八月二十日出生。公立本所小學校東京府立尋常中學校、第一高等學校を経て明治二十七年帝國大學法科大學英法科を卒業、法學士となり直に大學院に入學、商法中會社法保險法を専攻、同二十九年一月法典調査會起草委員補助囑託、同六月學習院教授囑託同三十年十月五日任東京高等商業學校教授、同三十一年文部省より商法研究の爲め獨逸に留學を命ぜられ、在留中同三十三年五月、巴里開催萬國保險會議に委員として參列、同三十五年三月歸朝、同年九月十五日學習院教授を兼ね、同三十六年一月法學博士の學位を受け、同七月二日兼官を免じ更に東京帝國大學法科大學教授を兼ね、同月米國に派遣紐育市第四回萬國生命保險學會議に委員として參列、同四十年一月東京外國語學校教師囑託、同四十一年九月清國政府の聘により現職の儘北京に赴き民法商法等の編纂に従事、同四十五年六月二十日招聘解約免官、同年八月十二日任東京高等商業學校教授商法、商事法令等を擔當す。越えて大正五年三月殖民地商工法研究の爲め支那へ出張、同七年五月依願免本官、安田銀行に入る。（『大日本博士録』法學及藥學博士之部 64・65 頁）

志田に関する研究として坂口光男「志田鉦太郎」（ジュリスト 1155・1999.5、47-50 頁）がある。志田の蔵書は現在その大部分が明治大学図書館志田文庫として所蔵・公開されており、『明治大学図書館所蔵志田文庫目録』（明治大学・1998）によって詳細を確認できる。またごく一部の蔵書は損害保険事業総合研究所図書館（東京都千代田区神田淡路町 2-9 損保会館 2 階、<http://www.sonposoken.or.jp/library>、電話 03-3255-5513）に所蔵されている。

・小河滋次郎（おがわ しげじろう・1863.12.3～1925.4.2）

文久三年十二月三日長野縣小縣郡上川町に生る、舊姓金子、郷校卒業後東京に出で、慶應義塾、東京外國語學校、東京專門學校、帝國大學等に學び、後獨逸に留學し柏林大學及ボン大學に法學を修む、明治十九年十月任内務屬警保局に出仕、同二十三年三月監獄官練習所勤務、同二十四年九月警保局監獄課長となる、同二十六年九月任神奈川縣典獄、同二十八年非職となり二月佛國巴里萬國監獄會議に委員として參列す同三十年一月歸朝、同五月任警視廳典獄、同六月同廳第四部長兼鍛冶橋監獄署長、同八月任監獄事務官、同三十一年二月監獄局獄務課長となり、同三十三年四月白耳義に、同三十八年六月埃匈國に差遣せらる、同四十一年四月清國政府の聘に應じ、獄務顧問として北京に在ること二年餘、後官を辭して専ら社會問題及刑事殊に監獄問題を研究す、同四十三年斯業視察の目的を以て歐米に渡航、歸朝の後内務省及大阪府囑託となる、國立感化院創設の事務に關與する所あり、現行にては右の外尚ほ救濟事業委員會委員、大阪市囑託として専ら社會政策的事業の經營に盡瘁す。（『大日本博士録』法學及藥學博士之部 86・87 頁）

ほかに『日本近現代人名辞典』（吉川弘文館・2001）226 頁にも紹介がある。彼に関する研究状況、史料状況に関しては伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典 2』

(吉川弘文館・2005) 53-55 頁に詳しい。この記事執筆した小野秀三氏は自身のホームページでも小河に関する情報を整理・発信している (<http://www.fbc.keio.ac.jp/~onoshu/>) が、清国滞在期の小河に関する情報は少ない。

明治四十一年四月一日付けの応募許可願⁽¹⁵⁾が残されており、それによれば任務は北京法律学堂教習兼法律館編纂監獄章程調査員、期限は満一年六ヶ月とある。なおさらに六ヶ月間の応募継続届(明治四十二年九月三十日付)が残されている⁽¹⁶⁾。計二年の清国滞在は上記『大日本博士録』の記述とも符合するが、最終的な帰国日時は不明。

・中村襄

これまでほとんど言及されてこなかったが、小河とともに招聘されたことが確認できる人物である。その際の肩書きとして岐阜県監獄詰典獄とある。明治四十一年四月一日付けの応募許可願が残されており⁽¹⁷⁾、それによれば任務は北京法律学堂教習、期限は満一年六ヶ月とある。なおさらに一年間の応募継続届(明治四十二年九月三十日付)が残されている⁽¹⁸⁾。最終的な帰国日時は明らかでない。

・岩井尊文(1877.3.19～?)

君は奈良縣人岩井尊美の長男にして明治十年三月十九日を以て生る夙に奈良縣郡山中學第五高等學校を経て明治三十六年東京帝國大學法學部獨法科を卒業し同年七月海軍主計中尉に任命三十七年同大尉に任命せられ三十七八年日露戰役に從軍し功に依り旭日双光章勳五等金鵄勳章功五級に叙せらる戰後現役の儘清國政府に招聘せられ法律學堂に於て教習三ヶ年なし滿期歸朝す後ち辯護士を登録し大阪に於て開業す明治四十二年獨乙に留學柏林大學に於て商法刑法の研究をなし歐米各國を視察歸朝し爾來引繼ぎ辯護士を開業一般法律事務に従事し現在に至る(『帝國大學出身名鑑』(校友調査會・1932)イ(中)151頁)

《京師法政學堂》

・巖谷孫藏(いわや まごぞう・1867.8.2～1918.11.13)

慶應三年八月二日肥前國杵島郡武雄村に生る、佐賀縣士族巖谷龍一の二男にして、明治三十三年五月家督を相續す。明治十七年七月東京外國語學校獨逸語科を卒業し、同十八年法律學修業の爲め獨逸へ渡航、同十九年四月同國エーナ府大學に入り、同二十年九月ハルレ府大學に轉じ、同二十三年五月同大學に於て「ドクトル、イユリス、ウトリユスクエ」の學位を受く、後四ヶ月間ハルレ區裁判所に於て見習勤務、同二十四年一月歸朝す。以後私立明治法律、私立東京專門、私立和佛法律高等商業各校講師となり、同二十五年十一月任第三高等中学校教授、同二十六年三月同法學部主事となる、同二十七年六月同志社講師受嘱、同三十二年九月京都帝國大學法科大學教授に轉任す、民法第二講座擔任、同年十月同學評議員、同三十四年六月學位受領、同三十五年十月清國北京大學堂仕學館正教習とし

て招聘せらる、同三十六年教習進士館正教習、同四十年六月京師法政學堂正教習に轉ず、同三十九年十月陞叙高等官二等、同四十五年七月中華民國法典編纂會調查員（後中華民國法律編查會顧問と改稱す）、大正二年六月大總統府法律諮議（同五年六月辭す）となる。其間北京大學其他に應聘。大正六年七月病氣療養の爲解約退職。京都帝國大學法科大學教授廢官。大正七年十一月十三日東京自邸に於て病没。青山墓地に葬る、享年五十二歳。

（『大日本博士録』法學及藥學博士之部 49-50 頁）

これまでほとんど注目されてこなかったが、清末民初にかけての法典編纂事業に長期間携わった人物として今後の研究が待たれる人物である。没後当時の外務大臣が以下のように彼の功績に言及する。

「…明治三十三年事變後支那政府に於て新教育の必要を感じ其の施設に着手せんとするに際し、教習を我邦に需め外務省に人物の推薦を依頼し来るや、時の小村外務大臣は菊池文部大臣と相謀りて氏を推挙し、氏は在官の儘三十五年秋北京大学堂に赴任し、大正六年病を以て辭職帰国するに至るまで十六年の久しき北京に在りて日支兩國の爲に尽力せること尠からず。今其の主なるものを挙げれば、教育の方面に於ては支那に於ける新式法政教育の基礎を立て、北京大学仕学館、進士館、北京法政学堂、北京大学等の教習に歴任し、卒業生を出すこと数千、現に支那朝野重要な位置に在るものにして、氏の薰陶を受けたる者多し。又法律の方面に於ては当路と謀り支那法典の調査に着手し、遂に支那法典編纂調査会の設立を見るに至らしめ、爾來引続き同会調査委員として力を致し、支那法典編纂の事業をして緒に就かしめたるもの氏の力に依ること甚多し…」⁽¹⁹⁾

民国初期の彼の役職名はいくらか明らかに出来るが、現在のところ彼の中国での活動を知り得る文献がほとんど知られず、詳細は不明である。支那傭聘本邦人人名表（大正元、2、4、5年 12 月現在）による彼の履歴は以下のとおりである⁽²⁰⁾。

法典編纂會調查員 明治 45 年 7 月～大正 2 年 7 月

法制局法典編纂會調查員、北京大學教授 大正 2 年 7 月～3 年 7 月

大總統府法律諮議官、司法部法典編查會顧問、北京大學教授 無期限契約

司法部法典編查會顧問、北京大學教授（大總統府法律諮議官は大正 5 年 5 月辭任）

なお彼に言及する先行研究として阿部洋『中国の近代教育と明治日本』（福村出版・1990）176-77 頁参照。

・杉榮三郎（1873.1.2～1965.6.7）

君は岡山縣人杉良太郎の二男にして明治六年一月を以て生れ大正十四年戸主幹方より分れて一家を創立す明治三十三年東京帝國大學法科大學政治科を卒業し會計検査官宮内書記官兼宮内省參事官帝室林野管理局主事等に歴任し現時圖書頭兼諸陵頭なり

（『帝國大學出身名鑑』ス 15 頁）

彼は巖谷孫蔵の推薦により選任されたことが伝えられている。⁽²¹⁾曰く「巖谷氏に於ては純

正法律専門家なるを以て政治経済科教授として氏を補佐せしめんが為め適任と認めたる次第に有之」とのことである。

彼による中国に関する論考として「清国に於ける二大提案」(國家學會雜誌 19・2,4・1905)、「支那に於ける法學問題雜感」(國家學會雜誌 27・2・1913)、「「塩鐵論」の塩鐵論を評す」(京都法學會雜誌 8・1,4・1913) などがある。

・石橋哲爾

早大出身、後、小樽・名古屋・福島高商教授。(『稿』)

・高橋健三

法学士 (『稿』)

・原岡武

後、小樽高商教授 (『稿』)

《直隸法律学堂》

・甲斐一之 (1870.1.10～?)

熊本県士族、明治三年一月十日生まれ。明治三十年七月東京帝国大学法科大学卒業、同月司法官試補、東京裁判所詰、検事代理、同十月衆議院属、同三十二年十一月司法官試補、同三十四年五月任判事、下妻区裁判所判事、同三十八年八月任司法省参事官、清国政府聘用、直隸法政学堂教習 (当初二年契約)、この間直隸警務学堂講師も兼任、同四十一年八月二年間応聘継続、同四十三年八月一年間応聘継続、同四十四年八月一年間応聘継続、大正元年九月聘用満期廃官、同十月任判事、同十年七月札幌区裁判所判事、同十一月退職。⁽²²⁾

《直隸法政学堂》⁽²³⁾

・中津三省

法學士 (『稿』・『汪著』)

・矢板寛 (1868.5～?)

君は東京府士族野村朝重の二男にして明治元年五月を以て生れ先代武の養子となり大正十一年家督を相續す明治二十七年帝國大學法科大學政治科を卒業し官省學校に奉職し同三十八年清國政府の招聘に應じて法政學堂の教習となり同四十四年満期歸朝後實業界に入り銀行頭取工業會社長町長等を勤め現時前記銀行會社の重役にして栃木縣多額納税者たり (『帝國大學出身名鑑』ヤ6頁)

・太田一平 (1877.8～?)

君は兵庫縣士族太田文太郎の長男にして明治十年八月を以て生れ昭和四年家督を相續す明治三十六年京都帝國大學法科大學政治科を卒業し清國政府の招聘を受け在留六年の後三十四銀行常務取締役となり又東京山手急行電鐵會社の創立と共に其副社長に擧げられ大日本化學工業會社長たり (『帝國大學出身名鑑』オ (ヲ) 93 頁)

・劍持百喜

司法省法學院出身 (『稿』)・司法省講習所出身 (『汪著』)

《北洋法政学堂》

・吉野作造 (よしの さくぞう・1878.1.29～1933.3.18)

明治十一年一月二十九日宮城県志田郡古川町字大柿九十六番地に生る、吉野年藏長男。明治二十五年三月宮城県古川小学校卒業、同三十年三月同県尋常中学校卒業、同三十三年七月第二高等学校卒業、同三十七年七月東京帝国大学法科大学政治学科を卒業して法学士と為り、同月政治史研究の目的を以て同学大学院に入学同十二月同学工科大学講師を囑託せらる、同三十九年一月依願解嘱、同月清国直隸總督袁世凱の招聘に応じて天津に赴き当初北洋督練処翻譯官として法政科教師を兼ね、同四十年九月北洋法政専門学堂教習を兼ね、同四十二年清国応聘契約満期となり帰朝す、同二月五日任東京帝国大学法科大学助教授、同四十三年一月文部省より政治史及政治学研究の為満三ヵ年間独、英、仏、米四国に留学を命ぜらる、同三月出発、大正二年七月帰朝す、同月政治史講座担当を命ぜらる、同年七月七日任法科大学教授、同四年九月法学博士学位受領、同八年四月官制改革、東京帝国大学教授、法学部勤務 (政治史講座担任、政治学講座分担)、経済学部 (政治学担任) 兼務となり、同九年六月政治学講座分担被免。(『大日本博士録』法学及薬學博士之部 164・165 頁)

大正デモクラシーの担い手としてあまりに有名であり、今更説明の必要もないかと思われる程であるが、彼が清末の法政学堂の日本人顧問関連事業に深く関与したことは逆に知られていないかもしれない。なお彼の出身地には吉野作造記念館が設けられている。

(<http://www.yoshinosakuzou.jp/>)

・今井嘉幸 (いまい よしゆき・1878.5.25～1951.6.30)

明治十一年五月二十五日愛媛県周桑郡に生れる。十二歳より十五歳まで二里余を隔つる西条高等小学校に通学、明治三十年松山中学校卒業、同年第一高等学校入学、同三十三年同校卒業、同年東京帝国大学法科大学入学、同三十七年七月同大学独法科卒業法学士と為り、更に同学大学院入学、国際法専攻、卒業後判事に任ぜられ東京地方裁判所判事に補せらる、同四十一年在官の儘支那政府の招聘に応じ天津北洋法政学堂に於て司法制度を教授し、傍ら支那を研究す、大正三年満期帰朝、大阪にて弁護士開業、同年法学博士学位受領、

大正五年春支那第三次革命に際し雲南軍政府の招聘に応じ中華民國軍務院顧問たりしが、革命戦治まり之を辞して帰朝す、爾来大阪及び神戸市にて弁護士の業務に従事し、大正六年大阪市より選ばれて衆議院議員に当選す。(『大日本博士録』法学及薬學博士之部 162-163 頁)

自伝として『今井嘉幸自叙伝 五十年の夢』(神戸学術出版・1977)があるが、丁度渡清前までの記録であり、この自伝からは清国での彼の活動の詳細は知りえない。

公文雑纂には、彼による応聘許可願(明治四十一年一月二十七日付)並びに契約要項が残されている⁽²⁴⁾。それによれば当座一年の契約期間となっているが、別途聘用継続届(明治四十四年二月十七日付)が残されており⁽²⁵⁾、さらに一年の継続を申し出ていることから、少なくともその期間は史料上契約の継続が確認できる。辞典の記載どおり大正三年まで滞在した可能性が高いが、詳細な帰国時期は不明である。

- ・小鹿青雲

慶大出身(『稿』・『汪著』)

- ・浅井周治

東京外語、國學院、出身(『稿』・日本語担当(『汪著』))

- ・中村仲

早大講師(『稿』・後に早稲田大学教員(『汪著』))

- ・大石定吉(1875.2.10～?)

君は静岡縣の人明治八年二月十日同縣に生る同三十八年東京帝大法科政治科を卒業鐵道院に入り鐵道書記官に任じ現時鐵道省囑託たり曩に東京鐵道教習所教授たり(『帝國大學出身名鑑』オ(ヲ) 40 頁)

- ・名和剛

明治三十九年司法官試補、その後判事、明治四十三年九月清国応聘(応聘時は宇都宮地方裁判所判事)、当初は二年契約。帰国時期は不明。⁽²⁶⁾

- ・石橋哲爾

(前述)

- ・樋口龍縁(後藤龍縁)

早大出身、後、兵庫縣方面委員(『稿』)

《山東法政学堂》

- ・松野祐齋（まつの すけすえ・1879.4～？）

君は千葉縣人松野茂三郎の四男にして明治十二年四月を以て生る同三十八年京都帝國大學法科大學を卒業し同四十一年判事に任じ東京地方裁判所判事を経て同四十二年清國政府の聘に應じ大正三年歸朝大阪區兼同地方東京區兼地方各裁判所判事に歷補し同九年司法省參事官に任じ次て同十一年南洋廳法院判事に轉じ同廳高等法院長兼パラオ地方法院長に補せられ現に其職に在り（『帝國大學出身名鑑』マ 55 頁）

明治四十二（1909）年九月十九日、山東省法政学堂監督雷光宇との間に宣統三年七月三十日（明治四十四年九月二十三日）までの聘用契約を締結、後に監督孫松齡との間で一年の期間延期に合意、その後民国三年六月末日まで契約は隨時繼續されている。上記記載の通り、民国3年段階で契約満了に伴い帰国したものと思われる。⁽²⁷⁾

- ・八田光二

法学士（『汪著』）

- ・宅野潔

（『汪著』に名前のみ紹介）

《山西法政大学》

- ・横山治一郎

文學士（『稿』・『汪著』）

《江蘇法政学堂》

- ・土井常太郎

京都私立法制學校出身（『稿』・『汪著』）

《江西法政学堂》

- ・日下清癡

早大出身、後、營口商工會議所理事（『稿』・『汪著』）

《浙江法政学堂》

- ・大石定吉（前述）

《湖北法政学堂》

・作田莊一 (1878.12.1～1973.2.9)

君は山口縣人藤本要五郎の三男藤本萬治の兄にして明治十一年十二月を以て生れ同二十九年先代チヨの養子となり家督を相續す同三十八年東京帝國大學法科大學を卒業し文官高等試験に合格し電氣事務官となり後清國湖北法政學堂教習に招聘せらる同四十五年山口高等商業學校教授に任ぜられ大正八年經濟學研究の爲歐米に遊學し歸朝後京都帝國大學助教授兼山口高等商業學校教授たりしも現時京都帝國大學教授に任じ經濟學部勤務たり曩に經濟學博士の學位を授けらる (『帝國大學出身名鑑』サ 72-3 頁)

・篠崎正 (1878.8～?)

君は茨城縣人篠崎周吉の長男にして明治十一年八月を以て生れ大正五年家督を相續す明治三十九年東京帝國大學法科大學獨法科を卒業し司法官試補となり同四十一年判事に任じ廣島福山各地方裁判所判事に補せらる大正三年臺灣總督府法院判官に轉じ臺北臺南各地方法院判官を経て臺灣總督府事務官同府州理事官となる現に州立臺中高等女學校長の職に在り (『帝國大學出身名鑑』シ 16 頁)

上記の解説では応募の事実が述べられていないが、明治四十二年六月に清国応募との記録が公文雜纂に残されている⁽²⁸⁾。

《廣東法政學堂》

・松山豊造

法學士 (『稿』)・もと第五高等学校教授 (『汪著』)

・藤田積造

法學士 (『稿』・『汪著』)

・大脇菊次郎

法學士 (『稿』)

・関山富

法學士 (『汪著』)

・村中清司

(『汪著』に名前のみ紹介)

《雲南法政學堂》

・島田俊雄 (1877.6～1947.12.21)

君は島根縣人島田斗吉の長男にして明治十年六月を以て生れ同三十五年分れて一家を創立す同三十三年東京帝國大學法科大學政治科を大正五年同英法科を卒業し東京市吏員となり教育課長勸業課長臨時市政調查局長心得に補し英國に出張す後退職して辯護士となる傍ら前記會社の重役にして衆議院議員に當選する事五回現に其任にあり又雜誌「明義王道」を經營し法政大學外三大學講師及清民雲南省法政學講師たりし事あり「自治制大意」外各數種の著書あり（『帝國大學出身名鑑』シ 35・6 頁）

・加古貞太郎

陸軍教授。明治三十九年一月に雲南法政學堂講師として応募、当初三年契約、梅謙次郎が紹介人として契約案に名を連ねている。帰国日時は不明。応募契約案及び訳文、その他手続関係の史料が公文雜纂に残されている⁽²⁹⁾。

《新疆法政學堂》

・林出賢次郎（1882.8.22～1970.11.16）

和歌山縣津村長次郎二男明治十五年八月同縣日高郡湯川村に生れ林出精一の養子となる同三十八年東亞同文書院卒業同四十年外務省通譯官清國在勤上海副領事理事官情報部第一課勤務領事南京駐在在支公使館一等通譯官領事漢口駐在在支公使館二等書記官等歷任滿洲國駐劄特命全權大使隨員兼奉天駐在領事滿洲國大使館一等書記官等を経て現職（中華民國大使館一等書記官）曩に英國に出張第九回國際聯盟總會帝國代表隨員を命ぜらる

（『大衆人事録（13 版）外地滿支海外編』（帝國秘密探偵社・1940）支那 30 頁）

招聘に関しては明治四十年六月応募との記録が公文雜纂にある⁽³⁰⁾が、それよりも前に明治三十八年卒業後外務省囑託として新疆調査に赴いている（同四十年五月復命）。上記のとおり一貫して外務関係に携わっており、また昭和八年には滿州国執政府「行走」として勤務し、戦後は世界紅卍字会の日本での活動に関わるなど多彩な活動を行っている。林出に関しては国立国会図書館憲政資料室に「林出賢次郎文書」が所蔵され、新疆法政學堂在任時の日記が含まれている。また外交史料館にも文書があり、『林出賢次郎関係文書 第一分冊 外務省外交史料館所蔵文書』（2000）にて概要を知ることができる。将来の研究が待たれる人物である。

《吉林法政學堂》

・木村欽二

（山室信一『思想課題としてのアジア』（岩波書店・2001）375 頁に紹介。詳細は不明。）

《南京民国法政大學》

・吉澤三郎

(山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店・2001) 375 頁に紹介。詳細は不明。)

《東三省法政学堂》

・末松借一郎 (1875.6～1947.6.26)

君は舊福岡藩醫末松立洞氏の三男にして明治八年六月を以て福岡県築上郡友枝村に生る、夙に東京帝國大學法科大学卒業後文官高等試験に合格し官界に入り、静岡、福岡、山梨各縣事務官、内務書記官、山梨縣警察部長、法制局參事官兼行政裁判所評定官を経て徳島縣知事、臺灣總督府財務局長、同内務局長、滋賀、茨城、廣島各縣知事に歴任す、又明治大學、拓殖大學各講師たり、先に歐米各國、英、蘭領印度諸島、馬來諸島、比律賓群島を視察す、曩に清國政府に招聘され自治局顧問、奉天法制學堂教授となる、斯くて令名江湖に喧傳せられ、昭和三年二月普選第一戦に際し同縣(福岡縣)第四區より立候補し首尾よく當選の榮を得たり、次いで同五年二月普選第二次總選舉の行はるゝや再び立候補し芽出度第二位の高點を以て當選せらる、前途有爲の政治家を以て將來を矚目せらる、「行政法」「自治制大意」「市町村制正義」「地方自治制要義」の著書あり。曩に社會政策審議會委員を仰せ付けらる、又伊國皇帝陛下より「サン、モーリス」三等勳章を贈らる、越へて同六年四月若槻總裁組閣するや拔擢せられて鐵道政務次官に任ぜらる。資性重厚にして謙讓の徳に富む。(『民政黨總覽』(同編纂所・1931) 362 頁)

また中西利八編纂『第五版 財界人物選集』(同發行會・1939) 884 頁にも紹介がある。

・大谷憲

(『汪著』に名前のみ紹介)

《民国時期法律顧問》

・板倉松太郎 (いたくら まつたろう・1868.4.23～1940.6.15)

明治元年四月二十三日東京に生る、故板倉平兵衛長男、明治二十一年七月帝國大學法科大学仏法科を卒業して法学士と為り、直ちに判事試補に任ぜられ、同二十三年六月甲府治安裁判所判事と為り、爾來谷村、甲府の各治安裁判所、甲府、前橋の各地方裁判所、京橋、麴町、芝の各区裁判所、東京、千葉の各地方裁判所、東京、函館、大阪各控訴院判事、同部長に歴補、同三十六年一月検事に転任、東京控訴院に在勤、同十二月再び判事に復し大審院判事たりしが、同四十年十月大審院検事と為れり、爾後陞叙高等官一等、傍ら都下の私立大學に法律學を講ぜり、又斯間屢々法律取調委員、判検事登用試験委員及弁護士試験委員等に挙げらる。大正八年五月十日支那政府に招聘せらる、大正八年六月二十八日叙勲二等授瑞宝章。(『大日本博士録』法学及藥學博士之部 178-179 頁)

なお『大日本博士録』の記述によれば、梅謙次郎の娘梅ヶ枝が松太郎の長男操一に嫁いでおり、松太郎の次女梅子が梅謙次郎の養女となっているなど、梅謙次郎との関係が強い。

多くの日本人顧問の推薦に梅謙次郎の影響が見られるだけに興味深い一要素とすることができよう。また、中華民国司法部司法講習所教官及び司法部法律顧問としての招聘契約書が外務省記録に残されている⁽³¹⁾。それによれば、1919年5月1日締結、二年契約となっている。後に述べる岩田一郎と共に実際に中国に渡ったのは6月初旬のようである。その後契約が延長されたのかどうか、いつ帰国したのかについては明らかではない。

彼自身が中華民国の立法状況を解説した論考として、板倉松太郎「中国立法事業ノ近況」(法曹記事 29・9・1919)、同「中華民国ニ於ケル刑政ノ一斑」(法曹記事 30・4・1920)、同「中華に於ける動静刑法の一斑」(法律及政治 1・6、1・8、2・1・1922-23)がある。

・岩田一郎 (いわた いちろう・1868.10.18~1921.10.22)

広島県土族岩田幸造の長男にして、明治元年十月十八日生る。明治二十八年七月帝国大学法科大学独法科を卒業して法学士と為り、直に司法官試補を拝命し東京地方裁判所詰を命ぜられ、同三十年五月任判事、補横浜区裁判所判事、同三十一年十一月東京地方裁判所判事、同三十六年十二月東京控訴院判事、同四十年十月宮城控訴院部長、同四十二年五月東京控訴院判事、同四十五年二月同院部長等に歴補し、大正二年五月大審院判事に栄転す、斯間屢々判事検事登用試験委員、弁護士試験委員、又法律取調委員会委員等に挙げられ、大正八年九月二十九日法律取調委員の功に依り金杯一箇を賜ふ、同九年四月博士会の推薦に依り法学博士の学位を受領す。(『大日本博士録』法学及薬學博士之部 231 頁)

上記『大日本博士録』には説明がないが、之を基にした『日本人名大辞典』の解説には「嘗て中国政府顧問に招聘せられたことがある」と述べられている。中華民国司法部司法講習所教官としての招聘契約書が外務省記録に残されている⁽³²⁾。

註

- (1) 清末の法典編纂に関わった日本人顧問についてはすでに島田正郎『清末における近代的法典の編纂』(創文社・1980)や宮坂宏「清末の近代法典編纂と日本人学者」(専修大学社会科学研究所月報 46/47・1967)がこれを扱い、また各地の法政学堂において教鞭をとった日本人教師たちについても、古くは實藤惠秀『中國人日本留學史稿』(日華學會・1939)がこれを扱い、汪向荣『日本教習』(三聯書店・1988、日本語訳として同・竹内実監訳『清国お雇い日本人』(朝日新聞社・1991)がある。)が追加調査を行い、さらに武安隆「新見日本教習—対汪向荣先生所列《日本教習分布表》名单的補充」(日本学刊 1992年第6期)がこの補充を行った。外にも阿部洋『中国の近代教育と明治日本』(福村出版・1990(初版)、龍溪書舎・2002(第二版))などがあり、最近では山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店・2001)が法制関係の教習について言及している。なお、實藤惠秀『中國人日本留學史稿』は、さねとうけいしゅう『増補 中国人日本留學史』(くろしお出版・1970)とは内容を異にする部分が多く、双方に目を通す必要がある。また本稿で扱う『中國人日本留學史稿』の日本人法律顧問についての情報整理は、中島半次郎『日清間の教育関係』(同人・1910)の調査を基礎として行われたものである。
- また法政学堂については、吉野作造「清國在勤の日本人教師」(國家學會雜誌 23・5・1909)、育英生「京師法政學堂の概況」(燕塵 3・3、3・5・1910)、二見剛史「京師法政學堂と松本亀次郎」(阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』(第一書房・1983))、陳建華「清末民初法政學堂之研究：教育史的視覚」(華東政法學院學報 2006年第3期)、尹偉琴・陳琛「清末日本法學教習來華原因探析」(社会科学輯刊 2003年第4期)、姚琦「論清末民初的法政學堂」(華東師範大學學報(教育科學版) 24・3・2006)、趙可「清

末民初法政学堂の畸型繁榮及影響」(晋陽學刊 1999 年第 4 期)、蘭紹江「中国近代法学教育的先導—天津北洋法政学堂」(天津市政法管理幹部学院學報 83・2005)などを参照。警務学堂については袁広林「中国近代警察教育的濫觴：京師警務学堂」(公安教育・2006 年第 7 期)、肖朗・施崢「日本教習與京師警務学堂」(近代史研究・2004 年第 5 期)がある。

- (2) 中国においても例えば何勤華『二十世紀百位法律家』(法律出版社・2001)、同『中国法學史(第三卷)』(法律出版社・2006)などで人物情報の整理が試みられている。
- (3) 主として外交史料館蔵外務省記録、国立公文書館蔵公文類纂、公文雑纂、任免裁可書などの史料による。前者に関しては先に衛藤藩吉・李廷江『近代在華日人顧問資料目録』(中華書局・1994)があり、外務省記録の中に存在する日本人顧問関係の史料について相当に詳細な項目が立てられ整理されている。資料に関しては通し番号が振られているが、外務省記録本体のほうはファイルのまま保管されており、マイクロ化もされていないことから、この目録から史料を同定するのはなかなか困難である。
- (4) さしあたり最新の整理である山室信一『思想課題としてのアジア』(岩波書店・2001) 374-375 頁の一覧表を基準とし、他の先行研究とも照合しながら再整理を行った。本稿中、『稿』とあるのは實藤惠秀『中國人日本留學史稿』、『汪著』とあるのは汪向榮『日本教習』において紹介されている情報を引用したことを示す。また日本人顧問のうちで、日本語担当、通訳、医者など、法学との関係が薄いと思われる人物についてはこれを割愛した。
- (5) 外務省外交史料館所蔵外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件 清國之部」第四卷(一)(3 門 8 類 4 項 16-2 号)所収。
- (6) 「咨 京師地方檢察廳致政事堂印鑄局檢送同級審判廳判決態樣等犯行使偽造私文書詐欺取財等罪案內判決及起訴各文暨追加理由書請刊登公報函」を参照。なお岡田朝太郎の名誉のために付言すれば、岡田自身が被告人となったり有罪となったりした訳では全くない。
- (7) 「学園展望 明大の巻【1】」(読売新聞 1928 年 4 月 3 日朝刊) 参照。
- (8) 清末の法典編纂を担当した修訂法律館は「派令臣館提調大理院推事董康、前赴日本詳細訪察、該員在日本將及半載、深悉梅謙次郎爲該國政府隨時顧問、必不可少之人、斷非能輕易聘用」(内閣政務處檔案 299-2035 (法律館文一件(光緒三十四年十月十日))・北京第一歷史檔案館蔵)として梅の招聘を断念している。
- (9) 関連する詳細事項については李英美『韓国司法制度と梅謙次郎』(法政大学出版局・2005) 参照。
- (10) 外務省記録 外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件(清國ノ部)(3-8-4-0-16-2) 所収「北京大学堂ニ我博士學士延聘ノ件」(なおこの史料はすでに羽根高廣『變貌した中国 巷で見た改革開放』(文芸社・2000)において紹介されている。) 参照。それには、「先方ノ希望ハ梅、一木、織田萬、岡村司、岡田朝太郎、松崎、中村進午等本邦著名ノ法學博士ヲ列挙シ此等ノ博士ハ速モ聘ニ應セラルルコト不相叶義トハ奉存候フモ可相成清國ノ爲メ適當ノ教授タル人物ヲ選定セラルル様」と述べられている。
- (11) 「東京控訴院部長判事松岡義正清國政府ノ聘用ニ応シ俸給ヲ受ケ並ニ在職者ニ關スル規定適用ノ件」(公文雑纂・明治三十九年・第三十四卷・司法省十四(2A-13 纂 1003)) 所収。
- (12) 「清國政府応聘中ノ判事松岡義正附加契約締結ノ件」(公文雑纂・明治四十年・第十九卷・司法省・文部省・農商務省一(2A-13 纂 1035)) 参照。
- (13) 「清國政府応聘中ノ監獄事務官法學博士小河滋次郎外二名応聘繼續ノ件」(公文雑纂・明治四十二年・第十七卷・司法省・文部省・(二十九)(2A-13 纂 1121) 参照。
- (14) 「判事松岡義正清國政府ノ囑託ニ応シ報酬ヲ受クルノ件」(公文雑纂・明治四十四年・第十五卷・司法省・(三)(2A-13 纂 1186) 参照。
- (15) 「監獄事務官法學博士小河滋次郎外一名清國政府ノ聘用ニ応シ俸給其他ノ給与ヲ受ケ並ニ在職者ニ關スル規定適用ノ件」(明治四十一年・公文雑纂・第二十卷・司法省(七)(2A-13 纂 1085)) 参照。
- (16) 「清國政府応聘中ノ監獄事務官法學博士小河滋次郎外二名応聘繼續ノ件」(明治四十二年・公文雑纂・第十七卷・司法省・文部省(二九)(2A-13 纂 1121)) 参照。
- (17) 「監獄事務官法學博士小河滋次郎外一名清國政府ノ聘用ニ応シ俸給其他ノ給与ヲ受ケ並ニ在職ニ關スル規定適用ノ件」(明治四十一年・公文雑纂・第二十卷・司法省(七)(2A-13 纂 1085)) 参照。
- (18) 「清國政府応聘中ノ監獄事務官法學博士小河滋次郎外二名応聘繼續ノ件」(明治四十二年・公文雑纂・第十七卷・司法省・文部省(二九)(2A-13 纂 1121)) 参照。
- (19) 外務省外交史料館所蔵外務省記録 外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件(清國ノ部) 五(3-8-4-0-16-2) 所収「大正七年十一月十五日付宮内大臣宛故嚴谷孫藏遺族へ祭料被下賜度件」。同記録(外国官庁ニ於テ本邦人雇入關係雜件(清國ノ部) 五)には嚴谷の招聘の経緯、契約書の写しも収録されている。

- (20) JACAR (アジア歴史資料センター) :Ref.B02130228000、B02130228200、B02130228800、B02130230400 による。
- (21) 外務省外交史料館所蔵外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入関係雑件 (清国ノ部) ノ五」に含まれる「北京大學堂仕學科教授ノ件」と題する文書を参照。
- (22) 以上、「甲斐一之以下二名司法官試補ニ採用ノ件」(任免裁可書・明治三十八年・任免卷二十七)、「司法省参事官甲斐一之清国政府ノ招聘ニ応シ俸給ヲ受クルノ件」(公文雑纂・明治三十八年・第九十四卷・司法省十四・(二) (2A-13 纂 953))、「司法省参事官甲斐一之清国政府ノ聘用中在職者ニ関スル規定適用ノ件」(同・明治四十年・第十九卷・司法省・(三) (2A-13 纂 1035))、「清国政府応募中ノ司法省参事官甲斐一之更ニ二年間応募契約ノ件」(同・明治四十一年・第二十卷・司法省・(十三) (2A-13 纂 1085)、契約書の写し添付有り)、「清国政府応募中ノ司法省参事官甲斐一之直隸警務学堂講師兼担ノ件」(同 (十四))、「清国政府応募中ノ司法省参事官甲斐一之応募継続締約ノ件」(同・明治四十三年・第十八卷・司法省・(九) (2A-13 纂 1156)、契約書の写し添付有り)、「清国政府応募中ノ司法省参事官甲斐一之応募継続締約ノ件」(同・明治四十四年・第十五卷・司法省・(六) (2A-13 纂 1186)、契約書の写し添付有り)、「判事甲斐一之同上ノ件」(同・大正十年・第二十六卷・(一六四) (2A-14 纂 1591)) 参照。また外務省記録「外国官庁ニ於テ本邦人雇入関係雑件 (清国ノ部) 五」(3-8-4-0-16-2) にも招聘の手續きに関する史料が残されている。
- (23) 直隸法政学堂は他に東京地裁判事高橋其三の招聘を計画していたが、同教習傭聘委員高種との間に協議がまとまらず、招聘が断念されたことが伝えられる。以上外務省外交史料館蔵外務省記録、「外国官庁ニ於テ本邦人雇入関係雑件 (清国ノ部) 五」(3-8-4-0-16-2) の高橋其三関係部分参照。
- (24) 「東京地方裁判所判事今井嘉幸清国政府ノ聘用ニ応シ俸給ヲ受ケ並ニ在職者ニ関スル規定適用ノ件」(公文雑纂・明治四十一年・第二十卷・司法省 (三) (2A-13 纂 1085)) 所収。なお契約要項には、紹介人として梅謙次郎の名前が挙がっている。
- (25) 「清国政府応募中ノ判事今井嘉幸応募契約継続ノ件」(公文雑纂・明治四十四年・第十五卷・司法省 (二) (2A-13 纂 1186)) 参照。なおこの間明治四十二年段階でも継続願が出されている。「清国政府応募中ノ判事今井嘉幸応募継続ノ件」(公文雑纂・明治四十二年・第十七卷・司法省 (2A-13 纂 1121)) 参照。
- (26) 以上「名和剛司法官試補ニ採用ノ件」(任免裁可書・明治三十九年・任免卷十五)、「判事名和剛清国政府ノ聘用ニ応シ俸給其他ノ給与ヲ受ケ並ニ在職者ニ関スル規定適用ノ件」(公文雑纂・明治四十三年・第十八卷・司法省・(十) (2A-13 纂 1156)、仮契約書の写し、及び応募許可願を含む) 参照。
- (27) 以上、「清国政府応募中ノ判事松野祐裔応募継続締約ノ件」(公文雑纂・明治四十四年・第十五卷・司法省・(八) (2A-13 纂 1186))、「支那政府応募中ノ判事松野祐裔応募継続締約ノ件」(同・大正三年・第十五卷・司法省・(一) (2A-14 纂 1300)) 参照。
- (28) 「広島地方裁判所判事篠崎正清国ノ聘用ニ応シ俸給其他ノ給与ヲ受ケ並ニ在職者ニ関スル規定適用ノ件」(公文雑纂・明治四十二年・第十七卷・司法省・(十五) (2A-13 纂 1121)) 参照。
- (29) 「陸軍教授加古貞太郎清国政府ノ聘用ニ応シ俸給ヲ受クルノ件」、「陸軍教授加古貞太郎清国政府ノ聘用中明治三十七年勅令第百九十五号第二項適用ノ件」(ともに公文雑纂・明治三十九年・第二十卷・陸軍省・海軍省 (2A-13 纂 989)) 参照。
- (30) 「外務通訳正林出賢次郎清国政府ノ聘用ニ応シ俸給ヲ受ケ並ニ在職者ニ関スル規定適用ノ件」(公文雑纂・明治四十年・第十三卷・外務省二・(八) (2A-13 纂 1029)) 参照。
- (31) 外務省外交史料館所蔵外務省記録 外国官庁ニ於テ本邦人雇入関係雑件 (清国ノ部) 七 (3-8-4-0-16-2) 所収「十三 司法部司法講習所教官 板倉松太郎 岩田一郎」参照。
- (32) 同上。

*本研究は平成 19 年度文部科学省科学研究費 (若手研究 (B) 課題番号: 19730008) の助成を受けたものである。

(九州大学法学研究院准教授)